

令和元年度 飯原小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、保護者・地域・関係各機関、教育委員会との連携を図りながら、その解決にあたる。
- (5) 児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かい人間関係を築く。

飯原小学校いじめゼロ宣言

一人一人が互いに協力し助け合い、いじめをゼロにします。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。
- 共同的な活動を通して、児童生徒自らが「絆づくり」をするために、教職員が「場づくり」を行う。
- 児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を行う。
- 「いじめに特化したアンケート」または「学校生活アンケート」等を月に1回以上実施し、学期に1回（年間3回程度）「いじめに特化した『無記名』アンケート」を実施する。
- Q-Uを4年生以上で年1回実施するとともに、結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童生徒には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- 「いじめ防止対策委員会」を月1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
- 児童が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに、校区内ネッ

トワーク会議や学校サポーター会議，学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備，被害生徒の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため，「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ，加害児童への対応も含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し，組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について，客観的な事実確認を行い，その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し，被害児童生徒をはじめ，被害児童生徒の保護者や加害児童生徒・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 小・中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り，いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して，教育委員会の支援チームの活用を行い，いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童生徒の権利・利益を擁護するための配慮として，区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- (7) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い，児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- (8) 加害児童に対しては，人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導するとともに，加害児童が抱える問題の解決を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては，教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえ，早期に警察に相談・通報し，警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため，教育委員会と連携し，学校基本方針の共通理解，いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」，教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し，自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために，Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修

を実施する。

- (4) Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校基本方針作成の際に、保護者等地域の方の参画や児童生徒の意見を取り入れ、児童生徒や地域を巻き込んだものとする。
- (2) 学校基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

- 名称
飯原小学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・ 学校における、いじめであるかどうかの判断
 - ・ 関係のある児童生徒への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成

校長、教頭、教務担当主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、該当学年教諭、PTA会長、PTA担当副会長、PTA地域委員長、自治協議会会長、青少年育成連合会会長、民生児童委員代表、主任児童委員、子ども会育成連合会会長、公民館館長、学校ボランティア代表、スクールサポーター、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

- 名称
飯原小学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
 - ・ 重大事態に係る事実関係の調査
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告
 - ・ 調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成

校長, 教頭, 教務担当主幹教諭, 生徒指導担当, 養護教諭, 該当学年教諭, P T A会長, P T A担当副会長, P T A地域委員長, 自治協議会会長, 青少年育成連合会会長, 民生児童委員代表, 主任児童委員, 子ども会育成連合会会長, 公民館館長, 学校ボランティア代表, スクールサポーター, スクールカウンセラー(SC), スクールソーシャルワーカー(SSW)

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学校生活アンケート	D	いじめ防止基本方針作成 いじめ防止対策委員会 家庭訪問	P D D	
5	いじめアンケート	D	いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会	D D	
6	Q-Uアンケート いじめアンケート（無記名） 児童会・生徒会による取組 （いじめ防止取組月間）	D D D	いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	D DC	
7	生活習慣定着度調査	D	いじめ防止対策委員会 教育相談	CA D	
8	いじめゼロサミット参加	D	夏季研修（いじめについての 研修） 夏季研修（集団作り） ・1学期の取組の反省 ・2学期の取組の確認	D C AP	
9	学校生活アンケート	D	いじめ防止対策委員会 教育相談	D D	
10	いじめアンケート 児童会による取組 ネットいじめ防止（保護者含む）	D CA D	いじめ防止対策委員会	D	
11	Q-Uアンケート	D	いじめ防止対策委員会	D	
12	いじめアンケート（無記名）	D	いじめ防止対策委員会 ・学期の取組の反省 ・学期の取組の確認 学校サポーター会議 学校警察連絡協議会 冬季研修（Q-U事例検討会）	C A C D CA	
1	学校生活アンケート 児童会による取組	D CA	いじめ防止対策委員会	D	
2	いじめアンケート	D	いじめ防止対策委員会 教育相談 学校警察連絡協議会 学校サポーター会議	D D D C	
3	いじめアンケート（無記名）	D	いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の反省 ・年度の取組の確認	C A	

※いじめ防止取組月間は1学期に設定すること。

※チェック欄は、A・B・Cを記入（Aが上位）